



私たちも投票します！（新成人のついでで）

秋田県議会議員選挙

秋田市で投票できるかた：平成33年4月11日以前に生まれ、平成22年12月31日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた。なお、3月26日（土）以降に市内で転居するかたは、転居前の住所の投票所で投票します。

秋田市へ転入したかた：今年1月1日以降に秋田県内の市町村から秋田市に転入してきたかたは、前に住んでいた市町村で投票します。そのときは、市町村の住民票担当窓口（秋田市役所以外でも可）から、引き続き秋田県内に住んでいるという「証明書」をもらってください。発行は無料です。

*投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票（4月9日（土）まで）をすることもできます。前に住んでいた市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

4月10日（日）は**県**議会議員選挙
4月24日（日）は**市**議会議員選挙

投票時間▼午前7時から午後8時まで

（河辺・雄和地域は午後7時まで）

開票▼投票日の午後9時15分から市立体育館で

秋田市議会議員選挙

投票できるかた：平成33年4月25日以前に生まれ、平成23年1月16日までに秋田市に住民登録をして、引き続き市内に住んでいるかた。なお、4月9日（土）以降に市内で転居するかたは、転居前の住所の投票所で投票します。秋田市から転出したかたは投票できません。

●投票所入場券を郵送

投票所入場券は郵送します。入場券をなくしても、投票所で再発行するので投票できます。投票所でお申し出ください。



●点字投票と代理投票

点字投票▼視覚に障がいがあるかたは、点字による投票もできます。

代理投票▼病気やけがなどのため、自分で投票用紙に候補者名を書くことができないかたは、補助者が代理で記入する代理投票ができます。投票所でお申し出ください。

こんなときは不在者投票

入院中は…県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している場合は、その施設で不在者投票ができます。各施設の事務局へお話しください。

他市町村に滞在中：仕事の都合などで他市町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会へ不在者投票ができます。

郵送による不在者投票（対象…身体障害者手帳が戦傷病者手帳をお持ちで一定の障がいがあるかた、もしくは介護保険の「要介護5」のかた）…自宅などで投票用紙に書き、郵送で不在者投票ができます。あらかじめ市選挙管理委員会へ届け出が必要です。



問い合わせ

秋田市選挙管理委員会
事務局 ☎(866)2260



期日前投票は、
県議選は4月2日
（土）から、市議選は
4月18日（月）からです。
詳しくは広報あきた
3月18日号でお知
らせます。

明るい選挙推進運
動キャラクター
「めいすいくん」



転勤・進学などで引っ越しするときは忘れずに！

住民異動の手続き

- 転入・転出・転居届の手続きの時に、届け出に来たかたの本人確認をしています。届け出に来るときは運転免許証や保険証などをお持ちください。
- 次の①～③以外のかたが届け出るときは委任状が必要です。
①本人 ②本人と同一世帯のかた ③法定代理人

届け出		届け出の期間	届け出に必要な物
転入届	他の市区町村から秋田市へ住所を移したとき	転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 前に住んでいた市区町村から交付された転出証明書 ● 国民年金の加入者は年金手帳 ※新たに国民健康保険に加入するかたは、窓口でお話してください。なお、転入先の世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、その世帯の被保険者証をお持ちください。
転出届	秋田市から他の市区町村へ住所を移すとき	転出する前 ※転出証明書を交付します。転出先の住所を確かめてから届け出てください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、福祉医療費受給者証があるかたはお持ちください ● 印鑑登録をしているかたは印鑑登録証または「あきた市民カード」 ※世帯主が転出する場合で世帯員に国民健康保険加入者がいるときは、加入者全員の被保険者証をお持ちください。
転居届	秋田市内で住所を移したとき	引っ越しをしてから14日以内	国民健康保険被保険者証、福祉医療費受給者証があるかたはお持ちください。
転校		住民異動届(転入・転出・転居)を出すと転校に必要な書類を交付します。交付された書類を転出・転居の場合は転校前、転入の場合は転校後の学校に提出してください。	



住民異動の届け出場所はこちら

市民課(市役所本庁1階) ☎(866)2018
 土崎支所 ☎(845)2263
 西部市民サービスセンター ☎(888)8080
 河辺市民センター ☎(882)5131
 岩見三内連絡所 ☎(883)2111
 雄和市民センター ☎(886)5523
 大正寺連絡所 ☎(887)2111

受付時間▶ 平日の午前8時30分～午後5時15分

アルヴェ駅東サービスセンター ☎(887)5320

受付時間▶ 平日の午前9時～午後5時15分

3月下旬から4月上旬まで、特に月曜日など休日明けの日はとても混み合います。時間に余裕を持ってお越しください。

